

Title	中国型コーポレート・ガバナンスにおける経営者（経 理）制度の現状と課題：日米会社法制からの示唆
Author(s)	張, 凝
Citation	大阪大学, 2007, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/47115
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていない ため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利 用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文につい て 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	張 凝
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第 20819 号
学位授与年月日	平成 19 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	中国型コーポレート・ガバナンスにおける経営者（経理）制度の現状と課題－日米会社法制からの示唆－
論文審査委員	(主査) 教授 末永 敏和 (副査) 教授 吉本 健一 教授 山下 眞弘

論文内容の要旨

中国におけるコーポレート・ガバナンスの議論は企業不祥事による衝撃から生まれたものが多く、そのため、如何に経営者に対する監督を確保するかに関する議論が随所にみられる。しかし、他方では、中国は現在、市場経済化が進み、特に WTO に加盟するに伴い、国際的な競争に対応しなければならない状況下にある。確かに、経営者に対する適正な監督は会社、株主などの利益を守るという意味においては非常に重要なことであり、現状において意識されている経営者に対する監督の確保という視点を保つべきことはいままでもない。しかし、他方で、国際的な競争で優位に立つためには、現行の経営者制度（経理制度）をどう改善していくべきかとの問題意識も取り入れることが必要である。先に述べた中国の置かれた現在の状況下では、この問題意識はより一層重要なものといえる。そのため、先進国の立法経験を大いに参考にすべきである。

本稿では、このような問題意識に基づき、中国会社法上の経営者制度（経理制度）との類似性から、アメリカの役員制度および日本の執行役制度を考察する。さらに、それに基づいて中国型コーポレート・ガバナンスにおける経理制度の問題点を指摘した上で、これからの経営者制度を含む経営機関制度を改善していくための方向での示唆（特に日本法から）を与えたいと考えている。

論文審査の結果の要旨

張凝君の論文テーマは「中国型コーポレート・ガバナンスにおける経営者（経理）制度の現状と課題－日米会社法制からの示唆－」というものである。コーポレート・ガバナンスとは、「企業統治」と訳されるように、会社の管理運営の適正さを論じていることである。会社の管理運営という場合、複雑化・国際化・スピード化した現代経済社会において、会社の業務執行機関、特に経営者の役割が重要となってきた、有能な経営者の選任、経営者の権限と責任にいかに関与するかが、コーポレート・ガバナンスの中心課題となっている。中国では、市場経済化の一環として、会社法が 1993 年末に制定され、2005 年に大幅改正がなされた。

論文は、中国におけるコーポレート・ガバナンスの議論が企業不祥事から生じた関係上、経営者の適正監督を中心に論じられてきたが、国際的な競争の時代において、優位性を持つために経営者（中国では経理という）制度はどうあ

るべきかという観点から、中国会社法の改善を目指し、その際、類似の制度である、アメリカの役員（officer）制度と日本の執行役制度を検討し、そこから中国法の問題点を抽出した上で、改善策を考察しようとする意欲的な研究である。

まず、アメリカでは、業務執行機関として取締役会のみが前提とされていたのが、officer が事実上、出現し、法制度としても定着して行った過程をたどり、その法規制の内容と特徴を要領よく概観している。ついで日本法については、事実上の制度として「執行役員」制度がいくつかの会社で採用され、瞬く間に広がっていったいわば前史を見た後に、アメリカ型を平成 14 年商法改正が選択的に採用できるようにした中で、「執行役」制度が法制度化された状況を紹介・分析している。そして、中国会社法の中で採用している経理制度について、鋭い分析を加えている。

以上の考察の結果、中国会社法の問題点をいくつか指摘し、改善方向を示している。中国会社法は、2005 年に大幅改正され、経理制度についてもいくつかの改正が加えられたが、いまだ不十分であることが、本論文で明確に示されているとともに、立法論を提示している。

本論文は、経営者制度について、アメリカ法、日本法、中国法を比較し、中国法の立場から、立法論を展開しているという点で、初めての研究といえ、しかも上手にまとめており、価値が高い論文として評価できる。そういう意味では、独創的な研究であり、博士論文のレベルに達しているものといえる。本論文の一部は、阪大法学に既に掲載し、また本年 3 月に中国社会科学院法学研究所が発刊している雑誌「環球法律評論（Global Law Review）」に掲載されることになっており、一定の評価を既に得ており、そういう意味でも合格の判定を下してよいと考えている。あえて不満な点を上げれば、アメリカ法の文献がやや古い、説明が全体に平板で深みのある議論がまだ十分できていないといえようが、その点は今後の研究の発展に期待したい。